XとYは、共に宗教団体甲(以下、教団)の信者であったが、その後Xは脱会、Yも教団に不信感を持ち、離脱していた。2人は、パーキンソン病に罹患し乙県の教団施設内で治療を受けていたXの母親Zを連れ出し、別の病院での治療を受けさせるべく、某年5月17日、同教団施設に忍び込んだところ、Zを施設内の医務室から連れ出したところで同教団信者Aらに捕まった。

そして、X と Y は両手を手錠で拘束された状態で同施設内の瞑想室に連行された。A は、2 人を拘束した状態のまま、X に対して実弾の入った拳銃を突きつけ、「お前はちゃんと家に帰してやるから、心配するな。大丈夫だ。」「ただ、それには条件がある。」「お前が Y を殺すことだ。それができなければ、お前もここで殺す。できるか。」など、X を解放する条件として Y を殺害するように言った。

かかる状況下で、Xは、Yを殺害しさえすれば自分は無事にこの場から解放されて自宅に 戻れる、ただし、拒めばその場で自分が殺されると考え、Aから渡されたロープで Yの首 を絞めようと Yに近づいた。

これを見た Y は、自分が同施設侵入の際、護身用にポケットにサバイバルナイフを忍ばせていたことを思い出し、自己の身を守るため、それを取り出し X に向けて突き出したところ、X の腹部に刺さり、X に加療 1 ヵ月の重傷を負わせた。

X、Y の罪責について論ぜよ。なお、住居侵入罪(刑法 130 条)については、検討しなくてよい。

参考判例:東京地裁 平成8年6月26日